

里帰り出産等による都外医療機関等受診用

（産婦の方へ）

里帰り出産等の理由により、都外の医療機関等で産婦健康診査を受診する場合は、本書及び産婦健康診査受信票を受診する医療機関にお渡しください（里帰り出産等の健診費用助成の詳細は、裏面 QR コードからご確認ください）。

産婦人科医療機関等の長 様

産婦健康診査 実施のお願い

（東京都外医療機関のご担当者様へ）

平素より台東区（東京都）の母子保健事業に御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

台東区では、台東区民が産後（流産・死産を含む）1か月程度で受診する産婦健康診査について費用助成を行っております。

つきましては、お手数ですが、下記のとおり御対応くださいますようお願いいたします。

なお、御不明な点がございましたら、裏面の問い合わせ先まで御連絡ください。

記

【依頼事項1】

産婦が台東区民であることの確認及び書類の受領

産婦が台東区民であることをご確認の上、本書及び「産婦健康診査受診票」の提示を受けてください。

なお、「産婦健康診査受診票」は、東京都にお住まいの妊婦であれば、原則、妊娠届を提出した際に交付されております。

【依頼事項2】

基本的な健診項目、お母さんの気持ちに関する質問票（EPDS等）の実施

「産婦健康診査受診票」に記載のアンケート1及びアンケート2について、日本産婦人科医会発行「妊産婦メンタルヘルスマニュアル」等を参考に、問診と結果把握を行っていただきますようお願いいたします。

なお、アンケート1及びアンケート2のいずれの質問票も未実施の場合は、産婦健康診査の費用助成の対象となりません。ただし、産婦の状況によって未実施である場合は、その理由を受診票にご記載ください。

【依頼事項3】

健康診査の結果を「産婦健康診査受診票」に記載し、医療機関の押印またはサイン後、2枚目（請求原票）・3枚目（産婦控）を産婦にお渡しください。

産婦が台東区に助成申請をする際には、以下の書類が必要です。

- ・結果の記入があり、医療機関の押印またはサインがある「産婦健康診査受診票」
- ・「産婦健康診査費用の領収書」

なお、受診票への記載が難しく、母子健康手帳に結果を記載する場合は、アンケート1及びアンケート2の結果について、台東区から確認のご連絡をさせていただきますのでご了承ください。

（裏面へ）

【依頼事項4】

健康診査の結果、行政の支援が必要と判断された場合、下記にお電話の上、2点の書類をご送付ください。

【電話連絡先】

台東区浅草保健相談センター 母子健康包括支援担当 TEL 03-3844-8177

※連絡可能時間は平日9時～17時となります。

【送付書類】

- ① 「産婦健康診査受診票」の受診票1枚目（医療機関控え）
「今後の指導と区市町村への連絡事項」について、「区市町村で支援」に○をつけてください。
- ② 母子保健連絡票（東京都の参考様式）
《入手方法と送付先案内》
以下のQRコードから東京都福祉局ホームページへアクセスしてください。



東京都福祉局ホームページ内の“産婦健康診査を実施する医療機関・助産所の皆様へ”から『母子保健連絡票(参考様式)』をダウンロードし、区市町村連絡先から送付先をご確認ください。

問い合わせ先

里帰り出産等の助成制度について

浅草保健相談センター庶務担当 03-3844-8171

【受付時間】 8:30～17:15（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

※台東区における里帰り等による健診等費用の助成制度については、以下のQRコードから台東区ホームページをご覧ください。

▼台東区ホームページはこちら

